

呉市議会議員の通称等の使用に関する規程

令和5年3月6日 呉市議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市議会議員（以下「議員」という。）の議会における通称等の使用に係る手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(通称等の使用)

第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称等を使用することができる。

- (1) 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合 当該認定を受けた通称
- (2) 婚姻、養子縁組等の事由により戸籍等に記載された氏を変更した場合 変更前の氏

2 前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる事項については、通称等を使用することができない。

- (1) 履歴に関する届出書類
- (2) 辞職願
- (3) 議員報酬、費用弁償その他支給に関する書類
- (4) 源泉徴収票の名義
- (5) 叙勲等表彰の申請
- (6) 在職証明書等各種証明書
- (7) 市議会議員共済会に関する各種届出書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、通称等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの

(申請)

第3条 通称等を使用しようとする議員は、議長に対し、通称等使用申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

(承認)

第4条 議長は、前条の規定による申請に係る通称等が第2条第1項各号に定める通称等に該当する場合は、特段の事情がない限り、通称等の使用を承認するものとする。

2 議長は、前条の規定による申請に対する承認の可否の結果を、通称等使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(中止の届出)

第5条 議員は、議長の承認を受けて通称等を使用している場合において、その使用を中止しようとするときは、通称等使用中止届出書（様式第3号）を議長に提出しなければならない。

(責務)

第6条 議長の承認を受けて通称等を使用する議員は、その使用に当たり、議員活動及びその関連する事務処理に誤解及び混乱を生じさせないように努めなければな

らない。

(その他)

第7条 一般選挙後において、議長が選出されていない場合のこの規程の適用については、第2条から第5条までの規定中「議長」とあるのは、「議会事務局長」とする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議員の通称等の使用に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

呉市議会議長
氏 名 様

呉市議会議員
氏 名

通称等使用申請書

次のとおり通称等を使用したいので申請します。

1 使用する通称等の区分

- 通称認定された氏名
- 氏の変更前の氏

2 通称等

ふりがな	
使用する通称等	

第 号
年 月 日

様

呉市議会議長
氏 名

通称等使用承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のありました通称等の使用については、
次のとおり決定しましたので通知します。

1 承認

(1) 使用する通称等

ふりがな	
使用する通称等	

(2) 使用開始年月日 年 月 日

2 不承認

理 由

年 月 日

呉市議会議長
氏 名 様

呉市議会議員
氏 名

通称等使用中止届出書

次のとおり通称等の使用を中止しますので届け出ます。

1 使用を中止する通称等

ふりがな	
通称等	

2 使用中止年月日 年 月 日